

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第四十号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

2 条例附則第二項の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第

三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十二条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が認めるものにおいて行う作業（前号に掲げる作業を除く。）

三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が認めるものにおいて行う作業（前二号に掲げる作業を除く。）

四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち

人事委員会が認めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前三号に掲げる作業を除く。）

3 条例附則第二項の規定により支給する災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 二万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百又は百分の五十のいずれかに相当する額のうち人事委員会が認める額を加算した額）

二 前項第一号の作業のうち人事委員会が認める施設内において行うもの
五千元

三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

四 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 二千元

五 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 五千元

六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 千円

七 前項第四号の作業 二千五百円

4 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のと きにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）に限り支給する。

5 附則第三項第三号、第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手

当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

6 条例附則第四項に規定する場合に支給する災害応急作業等手当の額は、第三十条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、同条第二項各号に掲げる作業の区分に応じ同条第三項各号に定められた額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則附則第二項から第六項までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。